

令和8年2月4日

農業者各位

芽室町農林課長 高橋 力

令和8年度（令和7年度補正）畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業
（旧：持続的畑作物生産体制確立緊急支援事業）の要望調査について（通知）
標記事業について、十勝総合振興局から事業申請とりまとめの通知があったことから、次のとおり受付を行います。

記

1 事業内容

畑作物産地における、持続的な畑作物産地体制の構築を図るため、労働力不足や病害虫の発生、気候変動、需要構造の変化など地域・品目ごとの環境変化への対応に向けた取組等を支援。

2 事業メニュー、要領等

別紙「事業メニュー一覧」と下記のQRコードから御確認ください。

●農水HP



●町HP



●実施要領



●事業概要



※ポイント表は町HPに掲載しています。

3 申請にかかる必要書類

(1) 共通資料

- ア 事業計画書
- イ 成果目標に係る根拠資料

(2) 農業者の組織する団体で申請される場合

- ア (1)の資料
- イ 定款、事業実施主体の規約、収支予算又は収支決算書
- ウ 構成員全員の「令和7年度」作付実績および目標年度までの作付計画書
- エ 構成員名簿

(3) 機械導入の場合

- ア (1)の資料
- イ (2)の資料
- ウ 機械の規模算定表・算定根拠
- エ 費用対効果分析（リース導入の場合不要）
- オ リース料算出表（リース導入の場合のみ）
- カ 導入機械のカタログ・パンフレット、見積書

4 機械導入の場合の留意事項

- (1) 機械1台当たりの補助上限は1,000万円。
- (2) 導入等する機械等の能力、規模が受益面積からみて適正であること。
- (3) 既存機械の代替(更新)ではないこと。
- (4) 導入等する機械と成果目標の整合性が取れること。
- (5) 令和9年3月(令和8年度中)までに納品が確実なものであること。

5 事業全体の留意事項

原則、交付決定以降に着手が可能(実施要領上で早期の着手が認められているものを除く)で、令和8年度内に事業が完了する取組とします。

事業メニューにより事業実施主体、対象品目、補助率、成果目標、現状年(基準年)、目標年が異なるため、事業概要、事業実施要領等を御確認ください。

なお、取組実施後は毎年度、客観的な証拠書類で実績確認を行うこととなりますので、御承知おきください。

予算については、事業計画の成果目標(ポイント)に応じて配分対象となる事業計画を決定し、予算の範囲内で配分されます。

6 申請先・申請期日

- ・別紙事業メニュー8 ア(c 機械導入)、12 イ 機械導入

※上記につきましては、資料の整理に時間を要することから実施希望者は

令和8年2月9日(月)まで JAめむろ営農部に御相談ください。

- ・事業メニュー2～6はJAめむろ農産部青果課、事業メニュー7 イはJAめむろ農産部農産課へ令和8年2月12日(木)までに御相談ください。

7 お問い合わせ

(1) 制度に関すること 芽室町役場農林課農林企画係 電話 62-9725

(2) 添付書類に関すること

JAめむろ	営農部(村瀬、長濱)	電話	62-8311
	農産部農産課	電話	62-2454
	農産部青果課	電話	62-2537

(農林企画係)